

## 【重要】入契法改正による工事費内訳書への記載内容変更について

令和6年6月改正「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下「入契法」という。）（令和7年12月施行）により、建設業者は公共工事の入札に係る申込みの際に、材料費及び労務費等を記載した工事費内訳書の提出が必要となりました。

これに伴い、令和8年7月1日以降に公告又は指名通知を行う案件から、相模原市発注工事の入札時に提出する工事費内訳書の取扱いについては、以下のとおりとしますので、御対応をお願いします。

### 1 工事費内訳書記載方法

今回の変更で、次の（１）の項目については、本市設計書には記載がありませんが法改正により事業者作成の内訳書には記載が必要ですので、必ず御対応をお願いします。

#### （１）入札参加事業者作成の内訳書に必ず記載しなければならない内容

各項目の詳細については、別添[参考資料1]工事費内訳書記載項目説明資料を御確認ください。

- ①材料費
- ②労務費
- ③法定福利費
- ④建設業退職金共済制度の掛金（建退共掛金）
- ⑤安全衛生経費

#### （２）記載方法

別添[参考資料2]工事費内訳書記載例を参照の上、記載してください。入札後の工事費内訳書の差替えや追加提出はできませんので御注意ください。

※（１）に明示する内容が入札時の工事費内訳書に明示されている場合は、当該工事費内訳書をもって請負代金内訳書に代えることができます。

## 2 対象工事・開始時期について

### (1) 対象工事

一般競争入札及び指名競争入札により発注する全工事

※随意契約工事は対象外です。

### (2) 開始時期

令和8年7月1日以降に公告又は指名通知を行う工事案件から対象とします。

## 3 参考:関係条文抜粋

### 入契法（令和6年6月改正・令和7年12月12日施行）

#### 【改正前】

（入札金額の内訳の提出）

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならない。

#### 【改正後】

（入札金額の内訳の提出）

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳（材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。）を記載した書類を提出しなければならない。

### 建設業法施行規則及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年12月12日施行）

#### 【新設】

（適正な施工を確保するために不可欠な経費）

第十三条の十二 法第二十条第一項の国土交通省令で定める経費は、次のとおりとする。

- 一 法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）
- 二 安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成二十八年法律第百一十一号）第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）
- 三 建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金

## [参考資料1] 工事費内訳書 記載項目説明資料

(国土交通省不動産・建設経済局『労務費ダмпングを防止するための公共発注者向けガイドライン(令和7年12月)』より抜粋)

### ①材料費及び②労務費

材料費及び労務費については、直接工事費として計上されること、見積作成の負担を軽減することから、細別ごとに記載を求めるのではなく、直接工事費の内数として記載することとしている。

材料費については、主要な材料費は必須項目とし、雑材料や建設機械に使用される燃料費については、任意項目とした。雑材料の算出は煩雑であり、内訳書を作成するための負担を軽減する必要があること、積算上、率計上となっており発注者では把握が困難であるためである。また、建設機械に使用される燃料費についても、算出が煩雑であることが想定されることから任意項目としている。

なお、当面の間、労務費については、積上げ可能な方式(歩掛、施工パッケージ型積算方式等)で積算した労務費を計上し、市場単価方式や標準単価方式(その他の物価本掲載の価格も含む)により積算した労務費は計上しなくてよい。

表1 工事費内訳書へ記載する内容

	材料費	労務費
必須項目	・ 主要な材料費	・ 積上げ積算方式の工種 ・ 施工パッケージ型積算方式の工種
任意項目	・ 雑材料 ・ 建設機械の燃料費 ・ 仮設材の賃貸料金	・ 市場単価方式の工種 ・ 土木工事標準単価方式の工種 ・ 建設機械の運転労務
不要項目		・ 現場技術職員等の給与・手当 ・ 資材搬入の運転労務

### ③法定福利費

現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料(介護保険料含む)及び厚生年金保険料(子ども・子育て拠出金含む)の法定の事業主負担額

#### ④建設業退職金共済制度の掛金(建退共掛金)

建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいる場合は、必要金額の記載を行う。

- ・下請け予定事業者が建設業退職金共済制度の加入事業者である場合
- ・入札参加者が建設業退職金共済制度の加入事業者であり、かつ、当該工事現場に従事する労働者がいる場合

建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいない場合は、金額の欄に「－」と記載を行う。

- ・入札参加者及び全ての下請予定業者が建設業退職金共済制度の加入事業者でない場合
- ・入札参加者が建設業退職金共済制度の加入事業者であるものの、当該工事現場に従事する労働者がいない場合

現場労働者の法定福利費の事業主負担額と建退共の掛金は、公共土木工事の積算上、現場管理費に含まれることから、現場管理費の内数として記載することとしている。

公共建築工事については、現場労働者の法定福利費の事業主負担額は一般的に直接工事費に含まれるため、工事原価の内数として記載することとしている。また、建退共の掛金は、現場管理費に含まれることから、現場管理費の内数として記載することとしている。

#### ⑤労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費(安全衛生経費)

「安全衛生経費」は、次の表のとおりで、関連する費目は多岐にわたっており、また、積算上の費目としては、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費にまたがっている。このため、詳細な内訳作成が困難と考えられることから、工事原価の内数として記載することとしている。

表2 「安全衛生経費」の考え方（土木工事の場合）

費用区分		主な内容		細目	
直接 工事費	工事目的物の施工に直接必要な安全設備（指定仮設及び参考図等に示されているもの）	足場		・ 枠組足場、単管足場、吊足場等 ・ 手摺、開口部養生、幅木、落下防護ネット、小幡ネット、安全ブロック、親綱	
		支保工		・ 型枠支保工、橋梁架設等支保工	
		土留め		・ 仮締め切り（シートパイル、親杭横矢板、連壁）	
		土留め支保工		・ 切梁、腹起（裏込めコン含む）	
		作業構台		・ 乗入構台、荷受構台、作業構台 ・ ローリングタワー、可搬式作業台、高所作業車 ・ 重機移動用敷き鉄板	
		交通規制		・ 交通誘導警備員	
		仮囲い		・ 仮囲い（万能板、フラットパネル、シートゲート他）、防音シート、防音パネル、足場出入り口のゲート	
間接 工事費	共通仮設費	準備費	調査費用	・ 埋設物調査試掘ほか	
		安全費	交通管理に要する費用	交通規制に要する費用	・ 規制車、クッションドラム、カラーコーン、バリケード、工事中表示板（内照式）回転灯、規制表示看板・お願い看板
			安全管理等に要する費用	監視連絡等に要する費用	・ 列車見張員等有資格者、誘導員、監視員、作業指揮者、連絡員（潜水）等の配置、構内電話、無線機、作業主任者の配置、安全衛生責任者の配置
				安全意識、注意喚起に要する費用	・ 各種注意看板標識、安全掲示板
				保護具類	・ ヘルメット、保護めがね、防じんマスク（電動ファン付き呼吸用保護具）、耳栓、安全帯、防振手袋、軍手、皮手、ゴム手、安全靴、防護服、救命胴衣
			作業環境	・ 換気設備、空気清浄設備（潜函）、ガス抜き等の措置（ずい道）、各種環境測定器（酸素濃度ほか） ・ 排気管、圧力計（高压室内）、照明器具	
		警報設備	・ 土石流、洪水等の警報システム、異常温度の自動警報装置（潜函）・ベル、サイレン等警報装置（ずい道） ・ 風力計、雨量計、車両系建設機械のバックセンサー等、沈下計、傾斜計		
		営繕費	倉庫、材料保管等に要する費用	・ 火薬庫など	
		現場環境改善費		・ 照明器具、熱中症対策設備	
		現場管理費	疾病・衛生対策費		・ 健康診断（一般・特殊健診）
安全訓練研修等に要する費用			・ 特別教育、各種資格取得のための講習受験費用 ・ 避難、救護、消火訓練等、送り出し教育、新規入場者教育、安全協議会、安全大会、RST、CFT		

出典：「安全衛生経費確保のためのガイドブック」（株）建設産業振興センター

注）現行の「土木請負工事積算要領」国土交通省に基づき、一部改編

**※市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合**

当面の間、材料費、労務費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費について、次の①②の場合は、以下の通り記載ください。※法定福利費は従前より明示を求めていることから、以下取扱いの対象外となります。

- ① すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。
- ② 一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載してください。

[参考資料2]工事費内訳書記載例

工事費内訳書		
入札番号	〇〇	開札予定日 令和〇年〇月〇日
工事名	〇〇〇〇工事	
商号または名称	〇〇〇〇株式会社	
代表者氏名	〇〇 〇〇	
会社の所在地	〇〇市〇〇区〇〇 1-2-3	
名称・費目・工種・種別	金額	備考
工種・種別		
道路改良		円
道路土工		円
舗装		円
道路付属施設工		円
舗装工		円
:	:	円
		円
直接工事費計		円
うち材料費	〇〇〇〇	円
うち労務費	〇〇〇〇	円
共通仮設費		円
現場管理費		円
うち法定福利費の事業主負担額 (※1)	〇〇〇〇	円
うち建退共制度の掛金	〇〇〇〇	円
一般管理費		円
工事価格		円
うち安全衛生経費 (※2)	〇〇〇〇	円
消費税相当額		円
工事費計		円

※1 建築用の場合、「工事原価のうち法定福利費の事業主負担額」

※2 建築用の場合、「工事原価のうち安全衛生経費」

## ■工事費内訳書記載に関するQ A

番号	質問	回答
1	入札時提出した工事費内訳書に、材料費・労務費等を記載し忘れたが、入札は無効になるのか。	内訳書への記載は、入契法第 12 条に規定されており、必ず記載をお願いします。なお、当面の間、入札無効とはしません。
2	入札時に提出した工事費内訳書に、材料費・労務費等を記載し忘れてしまったが、再提出は可能か。	再提出はできません。
3	再度入札の際にも入札金額の内訳（工事費内訳書）の提出を求める必要はあるか。	1 回目の入札時のみ提出を求め、再度入札の際には提出不要とします。
4	工事費内訳書に記載する材料費・労務費等はどのようなものか。	「【重要】入契法改正による工事費内訳書への記載内容変更について」の「[参考資料 1]工事費内訳書記載項目説明資料」を参考に算出してください。
5	材料費・労務費等は、工事費内訳書のどこに記載すればよいか。	「【重要】入契法改正による工事費内訳書への記載内容変更について」の「[参考資料 2]工事費内訳書記載例」を参考に記載してください。
6	材料費・労務費等、全てを計上できない場合は、どうしたらよいか。	市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合には、下記のとおり記載してください。 「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。一部のみ計上できない場合は、その旨を記載し、計上可能な分のみ記載ください。 ※ <u>金額の未記入（空欄）がないようにしてください。</u>
7	材料費と労務費を分けられない項目がある場合、どうすればよいか。	当面の間、労務費については、積上げ可能な方式（歩掛、施工パッケージ型積算方式等）で積算した労務費を計上し、材料費と労務費を分けられない市場単価方式や標準単価方式（その他の物価本掲載の価格も含む）により積算した労務費は計上しなくても構いません。
8	入札時内訳書に記載した建設業退職金共済制度の掛金の金額が、契約後に変更になった場合にはどうすればよいか。	入契法第 12 条の規定は入札時に提出する工事費内訳書を対象としているため、あくまでも入札時点での積算金額を御記入ください。契約後に変更がある場合でも、本市への御連絡は不要です。